

委員の公募等について

●中央区自治協議会委員推薦会議運営要綱の一部改正について (資料4)

(一部改正の内容)

- ・委員推薦会議で知り得た情報の守秘義務に関する規定を加える。

(秘密を守る義務)

第8条 構成員は、推薦会議で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

●中央区自治協議会の委員の公募に関する要領の一部改正について (資料5)

(一部改正の内容)

- ・公募委員の選考については、これまでの小論文の審査に加え、活動歴を審査の対象とする。

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号及び生年月日を記載したものに小論文及び活動歴を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

第6条 公募委員の選考は、推薦会議において小論文及び活動歴を審査し、構成員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。

●公募の募集について (資料6, 資料7-1, 資料7-2, 資料7-3)

別紙 「資料 中央区自治協議会の委員の公募 掲示・掲載内容(案)」参照

(ポイント)

◇募集期間 平成27年1月5日(月)～2月4日(水)

◇募集人員 名

◇応募方法 1 必要事項(住所、氏名、電話番号、生年月日)
2 小論文 テーマ「○○○」 800字以上1,200字以内
3 活動歴(指定様式)

◇選考方法 中央区自治協議会委員9人で構成する「委員推薦会議」で小論文、活動歴を審査(必要に応じ面接等を実施)することにより選考